平成２１年（フ）第６５７号
大阪府羽曳野市碓井４丁目７番５号
債務者　杉本　鈴子
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第６６４号
大阪府大阪狭山市東野西１丁目950番地の14
債務者　川越　公子
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第６８１号
堺市西区菱木３丁2506番地２
債務者　山口　綾一
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第６８９号
大阪府富田林市若松町４丁目６番11号　101
債務者　近藤ハヅエ
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第６９２号
堺市堺区山本町５丁118番地
債務者　行者　誠二
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第７０１号
堺市堺区中安井町１丁２番２―403号、旧住所堺市堺区北旅籠町東１丁２番15号
債務者　早乙女　勉
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第７０５号
大阪府南河内郡河南町さくら坂２丁目１番３号
債務者　松宮　和貴
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第７３７号
堺市堺区田出井町１番５―403号
債務者　久保田志穂
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第７６０号
大阪府河内長野市原町６丁目８番38号
債務者　印道　勝二
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第７７３号
堺市東区白鷺町２丁６番８―206号
債務者　岡本　美香
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第７７９号
大阪府大阪狭山市西山台４丁目２番19―304号
債務者　的野　敏行
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第８号
北海道室蘭市高砂町３丁目11番124号
債務者　桑野奈都美
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第１０８号
北海道伊達市舟岡町318番地10
債務者　五十嵐弘美
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第１０９号
北海道室蘭市八丁平２丁目32番６号
債務者　池田　育子
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第１１０号
北海道伊達市山下町138番地70
債務者　棚橋　明美
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第１１３号
北海道室蘭市東町４丁目17番５―504号、住民票上の住所北海道室蘭市東町４丁目17番５―208号
債務者　小野久美子
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第３５２号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字巣子1197番地66
サンパレス201号
債務者　田路　幸輝
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第３５３号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字巣子1197番地66
サンパレス201号
債務者　田路百合子
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
盛岡地方裁判所第２民事部